

日時：令和8年7月6日(月)

会場：郡山市総合福祉センター3階 研修室2・3

【出席者】

地域包括支援センター運営協議会委員：阿部崇会長、野崎晶之委員、國分晴朗委員、柳内祐一委員、渡部光弘委員、近内直美委員、小笠原涼介委員、若林由起子委員、川前範子委員、酒井泰彦委員

郡山市地域包括支援センター連絡協議会：細川賢恵会長、伊藤弘美副会長、橋本直子副会長、佐久間順子幹事、大和田裕子幹事、増子理子幹事、鈴木直子幹事、滝田めぐみ幹事

保健福祉部：鈴木保健福祉部長、佐久間保健福祉部次長、山本健康長寿課長、紺野介護保険課長

地域包括ケア推進課：円谷課長補佐、佐藤基幹包括支援係長、國井介護予防マネジメント係長、遠藤主任、滝田主任、北山主事、石貝

【傍聴者】なし

1 開会（進行 円谷課長補佐）

2 保健福祉部長あいさつ

3 事務局紹介（書面）

4 会長あいさつ

みなさまこんにちは。ご多忙の中、また足元の悪い中ご出席いただきましてありがとうございます。今般の第八次医療計画の中では、行政と医療・福祉、さらには介護との連携が必要となる中で、地域包括支援センターの役割も重要度が増してきています。皆様の幅広い視点から貴重なご意見が頂戴できればと考えております。それではよろしくお願いいたします。

5 議 事（議長 阿部会長）

(1) 地域包括支援センター（愛称：高齢者あんしんセンター）の運営状況について

※ 資料1-①②③④ 事務局説明：北山主事

資料2 事務局説明：北山主事

資料3 事務局説明：北山主事

資料4 事務局説明：北山主事

資料5 包括職員説明：郡山北部高齢者あんしんセンター

大槻・逢瀬高齢者あんしんセンター

大成・大槻東高齢者あんしんセンター

【質疑応答】

(酒井委員)

資料3-①について。参加者内訳（延人数）の項目「その他」の人数で、地域ケア圏域会議分が280人となっているが、具体的に誰が参加しているのか。

(佐藤係長)

民生委員、町内会連合会達以外の一般住民の方が「その他」に分類される。

(若林委員)

各地域包括支援センターの課題について。毎年出ている課題に対して、対応策は出しているのか。もしあれば細かいところでも結構なので教えていただければと思う。

(佐藤係長)

地域課題については、地域ケア会議にて検討した結果を今年度、第十次郡山市高齢者福祉計画に提案し、政策に反映するよう提言をさせていただいている。

(若林委員)

課題が取り上げられ、計画になって、それからどういう対応策になるかということについて、まだ対応はされていないという状況であるという認識でよろしいのか。

(円谷補佐)

地域における共通の問題などについては、例えば「訪問活動B」という活動がある。地域の団体での買い物支援等の活動に、市で補助金として支援させていただいており、郡山市は現在東部地区で2団体活動している。

市内全域で一気に課題を解決することはなかなか難しい部分があるかと思うが、そのような中で「訪問活動B」のような団体活動で少しずつ芽が出始まっている部分もある。

さらに、地域課題については介護保険運営協議会へ報告し、第十次計画に盛り込みながら解決していく。令和9年からの三か年計画で長期的な視点で進めていくところである。

(2) 令和7年度分事業評価の報告について

※ 資料6 事務局説明：佐藤係長

【質疑応答】

(小笠原委員)

資料6-③の7.介護予防ケアマネジメント・介護予防支援について。センターの項目23-Cの11.8%という結果となった原因について何か分析しているものがあれば教えてほしい。

(國井係長)

市では、市内高齢者向けに行うアンケートの結果分析と地域特性の共有、介護予防教室等の紹介、チラシの配布等の各種ツールを各地域包括支援センターに提供している。これらを23-Cの「利用者のセルフマネジメント推進のための支援の手法」として認識しているのだが、23-Cの回答基準が不明瞭なこともあり、市と各包括との認識のズレがあり、このような数値となったのではないかと考えている。

今後は各包括へ回答を依頼するにあたり、問いの趣旨等を認識しやすいよう工夫することで、数値はある程度市と包括で近いものがでるのではないかと考えている。

6 報 告（事務局）

(1) 令和7年度郡山市養護者による高齢者虐待対応状況について

※ 資料7 事務局説明：北山主事

【質疑応答】

(川前委員)

通報者数の内訳について。被虐待者本人からの通報が0件となっている理由は。

(北山主事)

昨年扱った虐待のケースにおいては被虐待者の認知症状が重かったり、要介護度が高い等のケースが多かった。ご自身ではなかなか虐待されているという自覚がないといった理由で被虐待者からの通報がなかったと推測される。

(酒井委員)

虐待の判定は市が行うということでよろしいのか。

(北山主事)

市が判定する。

(酒井委員)

虐待と判断した後の市の対応はどのようなものか。

(北山主事)

ケースによってさまざまだが、擁護者と一緒に生活している状態が危険だと判断される場合は分離する。例えばショートステイの利用、養護老人ホームへの保護等の対応をしている。その間に擁護者である方には、事情の説明・面談等の対応をしている。

7 その他

意見等なし

8 閉会